第113期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

（事業報告）
新株予約権等に関する事項…… 1

（計算書類）
株主資本等変動計算書…… 4

個別注記表…… 6

（連結計算書類）
連結株主資本等変動計算書……18

連結注記表……19

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

株式会社伊予銀行

上記の事項につきましては、法令ならびに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.iyobank.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるものを除く)	①名称 株式会社伊予銀行第１回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成23年７月15日 ③新株予約権の数 713個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　71,300株 ⑤新株予約権の行使期間 平成23年７月16日から平成53年７月15日まで ⑥権利行使価額 １株当たり　１円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	７名
	①名称 株式会社伊予銀行第２回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成24年７月17日 ③新株予約権の数 1,002個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　100,200株 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年７月18日から平成54年７月17日まで ⑥権利行使価額 １株当たり　１円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	７名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるものを除く)	①名称 株式会社伊予銀行第３回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成25年７月16日 ③新株予約権の数 681個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　68,100株 ⑤新株予約権の行使期間 平成25年７月17日から平成55年７月16日まで ⑥権利行使価額 １株当たり　１円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	７名
	①名称 株式会社伊予銀行第４回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年７月16日 ③新株予約権の数 646個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　64,600株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年７月17日から平成56年７月16日まで ⑥権利行使価額 １株当たり　１円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	７名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるものを除く)	①名称 株式会社伊予銀行第５回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年７月15日 ③新株予約権の数 418個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　41,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年７月16日から平成57年７月15日まで ⑥権利行使価額 １株当たり　１円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	７名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	①名称 株式会社伊予銀行第５回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年７月15日 ③新株予約権の数 377個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式　37,700株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年７月16日から平成57年７月15日まで ⑥権利行使価額 １株当たり　１円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者が新たに当行の取締役に選任された場合は、当行の取締役の地位を喪失するまで新株予約権を行使できない。	14名

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位　百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	20,948	10,480	—	10,480
当期変動額				
剰余金の配当				
圧縮記帳積立金の取崩				
圧縮記帳積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△7	△7
自己株式処分差損の振替			7	7
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	20,948	10,480	—	10,480

（単位　百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,948	1,979	291,594	26,920	341,442	△7,075	365,795
当期変動額							
剰余金の配当				△4,109	△4,109		△4,109
圧縮記帳積立金の取崩		△6		6	—		
圧縮記帳積立金の積立		106		△106	—		
別途積立金の積立			22,000	△22,000	—		
当期純利益				24,092	24,092		24,092
自己株式の取得						△3	△3
自己株式の処分						52	44
自己株式処分差損の振替				△7	△7		—
土地再評価差額金の取崩				752	752		752
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	99	22,000	△1,371	20,728	49	20,777
当期末残高	20,948	2,079	313,594	25,548	362,170	△7,026	386,573

（単位　百万円）

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	178,308	△57	20,761	199,012	329	565,137
当期変動額						
剰余金の配当						△4,109
圧縮記帳積立金の取崩						
圧縮記帳積立金の積立						
別途積立金の積立						
当期純利益						24,092
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						44
自己株式処分差損の振替						
土地再評価差額金の取崩						752
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△26,238	△268	△209	△26,715	71	△26,643
当期変動額合計	△26,238	△268	△209	△26,715	71	△5,866
当期末残高	152,070	△326	20,552	172,296	401	559,271

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１.及び２.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　15年～40年　　その他　５年～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,113百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌事業年度に行われた場合には、当該見直しが行われた事業年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項（４）及び事業分離等会計基準第57-４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額　　6,510百万円
2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に10,030百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,535百万円、延滞債権額は48,218百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は2,376百万円であります。
   なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,635百万円であります。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,766百万円であります。
   なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は29,799百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	579,581百万円
担保資産に対応する債務	
預金	33,065百万円
債券貸借取引受入担保金	324,796百万円
借用金	37,004百万円

   上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券68,878百万円を差し入れております。
   また、その他の資産には、保証金は14百万円及び敷金は333百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,039,189百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが969,136百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条のうち主に第１号に定める地価公示価格、第２号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　21,987百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　50,925百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　8,479百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,331百万円であります。
14. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　32百万円
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額　23,761百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額　18,846百万円
18. 元本補填契約のある信託の元本金額　29百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	125百万円
役務取引等に係る収益総額	214百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	105百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	4百万円
役務取引等に係る費用総額	2,044百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,987百万円

2. 継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額884百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
愛媛県内	営業用店舗等　12か所	土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	524百万円 (449百万円) (75百万円)
愛媛県内	遊休資産　5か所	土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	45百万円 (40百万円) (4百万円)
愛媛県外	営業用店舗等　2か所	土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	312百万円 (279百万円) (33百万円)
愛媛県外	遊休資産　1か所	建物	2百万円
合　計		土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	884百万円 (769百万円) (115百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

なお、当資産グループの減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価基準に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引

記載すべき重要な取引はありません。

（株主資本等変動計算書関係）
自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位　千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	7,679	2	56	7,625	（注）1,2
合計	7,679	2	56	7,625	

（注）1. 自己株式のうち普通株式の増加２千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式のうち普通株式の減少56千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

（有価証券関係）
貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」及び「商品地方債」、ならびに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6

2. 満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	6,510
関連法人等株式	—
合計	6,510

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	242,536	89,351	153,185
	債券	982,394	938,214	44,180
	国債	651,888	622,349	29,538
	地方債	214,957	203,087	11,870
	短期社債	—	—	—
	社債	115,548	112,777	2,771
	その他	375,480	351,276	24,203
	小　計	1,600,411	1,378,842	221,569
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,803	8,385	△ 1,582
	債券	22,888	23,130	△ 242
	国債	—	—	—
	地方債	13,466	13,589	△ 122
	短期社債	—	—	—
	社債	9,421	9,541	△ 120
	その他	92,544	94,551	△ 2,007
	小　計	122,236	126,068	△ 3,831
合　　計		1,722,648	1,504,910	217,737

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	11,416
その他	1,115
合　　計	12,531

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,525	3,557	—
債券	49,638	313	14
国債	—	—	—
地方債	49,598	313	14
短期社債	—	—	—
社債	40	0	—
その他	24,557	1,108	0
合　　計	79,721	4,979	14

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	5,975	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	1,715	981	733	733	—

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	11,760	百万円
退職給付引当金	2,874	
睡眠預金払戻損失引当金	961	
減価償却費	602	
有価証券評価損	494	
賞与引当金	487	
その他	2,362	
繰延税金資産小計	19,543	
評価性引当額	△ 893	
繰延税金資産合計	18,649	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 66,316	
圧縮記帳積立金	△ 912	
繰延税金負債合計	△ 67,228	
繰延税金負債の純額	△ 48,579	百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1％から、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5％となります。この税率変更により、繰延税金資産は888百万円減少、繰延税金負債は3,531百万円減少、圧縮記帳積立金は47百万円増加、繰越利益剰余金は47百万円減少、その他有価証券評価差額金は3,483百万円増加、繰延ヘッジ損益は7百万円減少し、法人税等調整額は832百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は543百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

1．１株当たりの純資産額	1,767円73銭
2．１株当たりの当期純利益金額	76円20銭

（ストック・オプション等関係）

1. ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名
   営業経費　116百万円
2. 当事業年度に付与したストック・オプションの内容

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　7名 当行執行役員　14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1	普通株式　79,500株
付与日	平成27年７月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年７月16日から 平成57年７月15日まで
権利行使価格（注）2	１株当たり　１円
付与日における公正な評価単価（注）2	１株当たり　1,473円

（注）1. 株式数に換算して記載しております。
　　2. １株当たりに換算して記載しております。

(ご参考)

第113期末信託財産残高表

(平成28年３月31日現在)

(単位　百万円)

資　　産	金　額	負　　債	金　額
銀　行　勘　定　貸	**29**	**金　銭　信　託**	**657**
現　金　預　け　金	**627**		
合　　計	**657**	**合　　計**	**657**

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 共同信託他社管理財産　　―百万円

元本補てん契約のある信託
金銭信託

(単位　百万円)

資　　産	金　額	負　　債	金　額
銀　行　勘　定　貸	**29**	**元　　本**	**29**
計	**29**	**計**	**29**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,948	10,483	344,637	△5,435	370,634
当期変動額					
剰余金の配当			△4,109		△4,109
親会社株主に帰属する当期純利益			24,451		24,451
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		4		40	44
土地再評価差額金の取崩			752		752
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	4	21,095	36	21,136
当期末残高	20,948	10,488	365,732	△5,398	391,771

（単位　百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	178,840	△57	20,761	6,892	206,437	329	20,200	597,602
当期変動額								
剰余金の配当								△4,109
親会社株主に帰属する当期純利益								24,451
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								44
土地再評価差額金の取崩								752
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△25,674	△268	△209	△5,980	△32,131	71	3,028	△29,031
当期変動額合計	△25,674	△268	△209	△5,980	△32,131	71	3,028	△7,894
当期末残高	153,166	△326	20,552	912	174,305	401	23,228	589,707

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１.及び２.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　15年～40年　　その他　５年～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行ならびに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、

「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,113百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の５及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

12. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース期間に基づくリース契約上の受取るべき月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年２月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年７月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

14. 消費税等の会計処理

当行ならびに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

15. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌連結会計年度に行われた場合には、当該見直しが行われた連結会計年度の期首残高に対

する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項(４)、連結会計基準第44-５項(４)及び事業分離等会計基準第57-４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,030百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,159百万円、延滞債権額は50,013百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は2,376百万円であります。

   なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,669百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,219百万円であります。

   なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は29,799百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	579,581百万円
リース債権及びリース投資資産	0百万円
担保資産に対応する債務	
預金	33,065百万円
債券貸借取引受入担保金	324,796百万円
借用金	37,004百万円
その他負債	0百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券68,878百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金70百万円及び敷金344百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,039,157百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが969,104百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行ならびに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行ならびに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条のうち主に第１号に定める地価公示価格、第２号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　21,987百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　51,715百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　8,479百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は22,331百万円であります。
13. 元本補填契約のある信託の元本金額　29百万円

（連結損益計算書関係）

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却260百万円、株式等償却５百万円を含んでおります。

2. 継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額884百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失
愛媛県内	営業用店舗等	12か所	土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	524百万円 (449百万円) (75百万円)
愛媛県内	遊休資産	5か所	土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	45百万円 (40百万円) (4百万円)
愛媛県外	営業用店舗等	2か所	土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	312百万円 (279百万円) (33百万円)
愛媛県外	遊休資産	1か所	土地	2百万円
合計			土地及び建物 (うち土地) (うち建物)	884百万円 (769百万円) (115百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、連結される子会社及び子法人等は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当資産グループの減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価基準に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位　千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	323,775	—	—	323,775	
合　計	323,775	—	—	323,775	
自己株式					
普通株式	7,679	2	56	7,625	（注）1,2
合　計	7,679	2	56	7,625	

（注）1．自己株式のうち普通株式の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
　　2．自己株式のうち普通株式の減少56千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					401	
合　計		—					401	

3．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	2,212百万円	7.00円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月6日取締役会	普通株式	1,896百万円	6.00円	平成27年9月30日	平成27年12月10日
合　計		4,109百万円			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	1,896百万円	利益剰余金	6.00円	平成28年3月31日	平成28年6月8日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービス事業を行っております。そのため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び経営政策目的で保有しているほか、一部売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建金融資産・負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段を発生別・残存期間別にグルーピングし、ヘッジ手段の残高がヘッジ対象の残高を上回っていないことを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行においては、半年毎に「リスク管理計画」を取締役会で策定し、そのなかで信用リスクに関する方針を定めております。具体的には、特定のお取引先ならびに実質的に同一とみなされるお取引先グループ、特定の業種への与信集中の抑制によるリスクの分散等を図っております。また、与信集中の抑制以外にも、内部格付別・営業ブロック別・全業種別等の与信状況について定期的に管理・分析を行っており、信用リスクの高度化による与信ポートフォリオの最適化に努めております。これらの管理状況の結果については、項目に応じて定期的に取締役会へ報告を行っております。

また、リスク統括部を営業関連部門から完全に独立した信用リスク管理部署と定め、「内部格付制度」を当行における信用リスク管理の根幹の制度と位置付け、その上で制度に関する基準を制定し、個社別の与信管理、業務運営等に活用しております。リスク統括部では、内部格付制度の設計・基準制定及び変更、内部格付制度の検証及び運用の監視等を所管しており、内部格付制度の適切な運営や格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う体制としております。一方、審査関連部門は個別与信にかかる審査等を担当しており、営業推進部門から分離し審査の独立性を確保するとともに、融資に関する基本原則を遵守し、お取引先の財務状況や資金使途、返済能力等を勘案した厳正かつ総合的な審査を実施しております。なお、審査関連部門は、審査関連業務の企画やお取引先の与信にかかる審査を担当する審査部、企業再生のための経営相談機能をもつ企業コンサ

ルティング部、問題債権を担当する融資管理室の３部室体制としております。資産の自己査定については、資産査定基準の制定等をリスク統括部が所管した上で、営業店による１次査定、本部各部による２次査定ののち、リスク統括部による検証を実施する等、厳正な運用体制を確保しております。

連結子会社においては、各社の保有する債権について、当行が保有する債権とあわせて、お取引先毎に管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、ＡＬＭ委員会を中心とする管理体制のもとで市場リスクの統合管理を行っております。

ＡＬＭ委員会では、ギャップ法や時価評価分析、期間損益シミュレーション、ＶａＲ(バリュー・アット・リスク）等の多面的な手法を活用して、適時・的確にリスクの把握を行っております。これらの手法によるリスク分析に加え、収益構造分析、経済環境・市場予測等に基づいて、運用・調達の基本方針やリスク管理計画、ヘッジ戦略を検討しております。なお、市場取引部門については、取引を執行する部署及び決済等の事務を行う部署から独立したリスク管理部署であるリスク統括部を設置し、相互牽制を図っております。

また、半年毎に取締役会で策定している「リスク管理計画」においてリスク量のリミットを設定し、リスク統括部はその遵守状況のモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を毎月取締役会等に報告する態勢としております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行では、市場リスクの計測をＶａＲにより行っております。ＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間240営業日、信頼区間99.9％、観測期間1,200営業日）を採用しております。

当行において主要な市場リスクは株式リスクと金利リスクであり、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当連結会計年度末現在、株式リスクや金利リスクを含む当行の市場リスク量（損失額の推計値）は1,849億円であります。

なお、当行では、ＶａＲとＶａＲ計測期間に対応した実際の損益変動を比較するバックテスティングを半期に１度実施し、使用する計測モデルの精度に問題がないことを確認しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動から統計的に算出した市場リスク量であり、市場環境が激変する状況下におけるリスクを適正に表せない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ＡＬＭを通して、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

（単位　百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	583,919	583,919	—
(2) コールローン及び買入手形	105,072	105,072	—
(3) 買入金銭債権	9,516	9,516	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	468	468	—
(5) 金銭の信託	8,476	8,476	—
(6) 有価証券			
その他有価証券	1,726,047	1,726,047	—
(7) 貸出金	3,890,085	3,870,585	
貸倒引当金（＊１）	△ 24,539		
	3,865,546	3,870,585	5,039
資　産　計	6,299,046	6,304,085	5,039
(1) 預金	5,003,801	5,004,362	560
(2) 譲渡性預金	320,631	320,631	—
(3) コールマネー及び売渡手形	70,988	70,988	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	324,796	324,796	—
(5) 借用金	50,164	50,245	81
負　債　計	5,770,382	5,771,024	642
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,697	2,697	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(289)	(289)	—
デリバティブ取引計	2,407	2,407	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（＊３）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、適切な市場利子率に信用リスクを反映させた利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（4）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

（5）金銭の信託

取引金融機関等から提示された価格によっております。

（6）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付に応じた信用リスクを反映させた利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。当連結会計年度末においては、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことによって算定しております。また、主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップション・ボラティリティであります。当行では、当該価額情報を独立した第三者から入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

（7）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ･フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ･フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び（4）債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行ならびに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等)、通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位　百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）（＊２）	12,494
②　組合出資金（＊３）	1,215
合　　計	13,710

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1％から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.5％となります。この税率変更により、繰延税金資産は923百万円減少、繰延税金負債は3,616百万円減少、その他有価証券評価差額金は3,498百万円増加、繰延ヘッジ損益は７百万円減少、退職給付に係る調整累計額は18百万円増加、非支配株主持分は42百万円増加し、法人税等調整額は858百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は543百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

1.　１株当たりの純資産額　1,790円53銭

2.　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　77円34銭

（ストック・オプション等関係）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

　　営業経費　116百万円

2. 当連結会計年度に付与したストック・オプションの内容

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　７名 当行執行役員　14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1	普通株式　79,500株
付与日	平成27年７月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年７月16日から 平成57年７月15日まで
権利行使価格（注）2	１株当たり　１円
付与日における公正な評価単価（注）2	１株当たり　1,473円

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

　　2. １株当たりに換算して記載しております。